

砥部町公共工事に係る予定価格事前公表要領

平成 20 年 3 月 14 日

告示第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本町の入札の透明性、競争性及び公平性の向上を図ることを目的とし、公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 条）第 2 条第 1 項に規定する公共工事をいう。）の予定価格を事前公表するため、その事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第 2 条 予定価格の公表の対象は、一般競争入札、公募型指名競争入札及び指名競争入札に係る建設工事とする。

(公表の内容)

第 3 条 予定価格の公表の内容は、予定価格のほか入札に必要な事項とする。

(公表の方法等)

第 4 条 予定価格の公表の方法は、予定価格の公表の日から当該公共工事の入札の日までの間、公告及び入札担当課での閲覧により行うものとする。

2 予定価格の公表の時期は、公告した日とする。

(入札回数、無効及び不調時の措置)

第 5 条 入札回数は、1 回とする。

2 予定価格を超える金額の入札は、無効とする。

3 入札が不調となったときは、入札参加者の全部又は一部を入れ替えて再度入札の措置を講じるものとする。

附 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 25 日告示第 89 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 10 日告示第 14 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。